

教役者 退職金 年金 規定

第1章 総 則

(目的)

第1条 「在日大韓基督教会」(以下本会という)に所属する教役者の隠退後の生活安定と遺族の生活補助に寄与することを目的として退職金及び年金制度とその業務運営について定める。

(年金委員会)

第2条 第1条における業務運営は本会総会において選任された年金委員長及び年金委員によって組織された年金委員会がこれに当り、責任を負うものとする。

(公平の原則)

第3条 本制度において如何なる者に対しても特別な利益または不利益を与えてはならない。

(委員会開催)

第4条 年金委員長は委員会を代表し、委員会を年次2回以上または必要に応じて開催し、会議の議長になる。

2. 本会の総務職は職務上委員会に出席するものとする。

(役員)

第5条 年金委員会には会議を記録するため書記及び委員会の必要な経理をするため会計を置く。

(教役者及び加入資格)

第6条 この規定の適用を受ける教役者とは憲法第22条1項1号より5号及び8号による牧師並びに第40条による伝道師とする。

2. 教役者は地方会からの委任を受けた日、または、本会機関に任用された日からその資格を得るものとする。

3. 1年以内に入会しなければならない。

(加入申請)

第7条 教会または各機関の会計責任者は速やかに前条2項の有資格者の年金加入申請を年金委員会に年金掛金の納入をもってするものとする。

(脱退禁止)

第8条 前7条によって加入を認められた加入者は第6条に定める加入資格を喪失した場合の他は恣意に脱退することは出来ない。但し2年を超えて掛金を納入しない場合は脱退したものと看做す。

2. 一旦脱退したものは再加入を認めない。

(在職期間及び在職年数)

第9条 在職期間とは加入申請日の属する月から退職または死亡した日の属する月までとする。但し休職中の期間は在職期間に算入しない。

2. 掛金を納入しない期間は在職期間に算入しない。

3. 前第1項第2項により計算された在職期間を在職年数という。

第2章 掛 金（拠出）

第10条 この規定による給付を行うため、教役者ならびに教会、機関は、基金の拠出をしなければならない。

2. 掛金は第6条第2項による月から退職または死亡した月の分まで払い込むものとし、給付の開始後は掛金の払い込みは要しない。
3. 第1項の掛金の月額は教役者と教会、機関は教役者の本給の2.5%ずつとし合計5%とする。
4. 教会、機関の会計責任者は教職者が負担すべき額を控除し、教会、機関の負担すべき額を合計して年金委員会に翌月末まで納入しなければならない。
但し、複数月一括納入の場合は頭初月に納入しなければならない。

（掛金の延滞）

第11条 拠出の責任者が10条の定める掛金を延滞した場合は、延滞利息を徴収する。

- （1）延滞期間が1年未満の場合は、年5%の割合。
- （2）延滞期間が1年以上2年未満の場合は年7%の割合。
2. 延滞期間が2年を超える場合は年金受給資格を失うものとする。
3. 第1項1号、2号の延滞利息は、教会 機関が負担するものとする。

第3章 給 付

（給付の種類）

第12条 給付の種類は次の通りとする。

- （1）退職年金
- （2）退職一時金
- （3）遺族年金（配偶者）
- （4）遺族一時金

（受給資格）

第13条 教役者が在職年数25年以上にして満年齢70才で退職したときは終身退職年金を給付する。

但し、既加入者は20年を満たせばよい。

2. 在職年数25年以上にして70才未満で退職するときはその教役者が70才に達するまで年金の給付を受けることができない。

（給付年金の額）

第14条 終身退職年金の年額は次の各号による金額の合計とし指定された口座に振り込むものとする。

- (1) 定額分 18 万円
- (2) 比例分 在職年数の掛け金総額を 7 で除した額
- (3) 配偶者加算分 配偶者のある者について 12 万円

(退職一時金)

第 15 条 在職年数 25 年未満の教役者が退職するときは、その教役者に一時金を次の各号によって給付する。

- (1) 15 年未満 掛け金総額の 2 分の 1
- (2) 15 年以上 25 年未満 掛け金総額

(遺族年金)

第 16 条 在職年数 25 年以上の教役者が 65 才以上現職のまま死亡した場合または教役者が終身退職年金受給中もしくは第 13 条 2 項の教役者が死亡したときは遺族 1 名に対して遺族年金を給付する。

(遺族年金の額、範囲、順位)

第 17 条 遺族年金の額は定額分と比例分の 70%とする。

2. 遺族の範囲は第 16 条の教役者が死亡したとき、その者によって生計を維持した者で、順位は次の各号による。

- (1) 配偶者 終身 但し再婚、死亡の場合は失権する。
- (2) 未成年の長子が 20 才になるまで
- (3) 父、母

(遺族一時金)

第 18 条 在職年数 25 年以上の教役者が 65 才未満で死亡したときは遺族に対して一時金として掛け金の総額を給付する。

2. 在職年数 25 年未満の教職者が死亡したときは、遺族に対して次の一時金を給付する。

- (1) 15 年未満 掛け金総額の二分之一
- (2) 15 年以上 25 年未満 掛け金の三分の二

第 4 章 退 職 金

(事業団と共済契約)

第 19 条 本会は教職者を被共済者として中小企業退職金共済事業団（以下事業団）と共済契約を締結する。

(教会負担)

第 20 条 教会は事業団の規定掛金を負担するものとする。

(被共済者以外の退職金)

第 21 条 被共済者以外の退職金の支給基準は次の通りとする。

2. 在職年数は教職者が委任された日から退職の日まで在職期間について歴月により算出する。

但し、端数については、一ヶ月未満の日数は一ヶ月に切り上げ、1年未満の月数は月割計算とする。

在職年数 + 在職端数月 / 12

3. 計算の基礎となる謝礼額は、退職時本給月額とする。

(支給額)

第22条 退職金の支給額は本給月額×当該教会在職数とする。

(退職金の支給期日と支給方法)

第23条 退職金は退職の日より1ヶ月以内に通貨で本人もしくは相続人に支給するものとする。

(退職積立金)

第24条 教会は第21条より第23条の規定の円満なる運用を期するため計画的に退職積立金をするものとする。

第5章 制度の管理及び運用

(資金流用の禁止)

第25条 この規定による拠出金及び給付の管理運用を目的とする会計は独立の会計とし、その資金を他の会計と相互に流用してはならない。

(資金の運用)

第26条 前条に定める会計の資金はその運用にあたっては、信用ある会社と契約し、元本の保証あるいはそれに準じたものにする。

2. 前1項の契約の締結、解約、変更する場合は本会財政委員長の意見を徴し責任役員会、代議員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第27条 第25条に定める会計年度は毎年9月1日から翌年の8月31日までとする。

(会計の報告)

第28条 第25条に定める会計の決算は会計年度毎に行い、責任役員会、代議員会に報告すると共に本会監査の会計監査をうけ本会総会に報告しなければならない。

2. 前項の経理事務は年金委員長の委任により本会総務職の監督のもと事務担当者がその他の諸事務と合わせてこれを行う。

(付則)

第29条 委員会は制度運営上必要と認めたときは受権者に公の発給する証明書または書類の提出を求めることができる。

2. 委員会は前項の提出を求めた証明書または書類がないときは当該書類等の提出あるまでその者に対する年金等の給付を差し止めることができる。

3. 委員会は年金の加入申請書、給付申請書等その他重要な書類等を整理管理しなければならない。

第 30 条 この規定は経済情勢の変化、社会保障制度等の改正または年金会計の重大な変化に応じて
て本会総会の議を経て改廃することができる。

この細則は 1993 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は 1999 年 10 月 21 日 第 45 回 定期総会で改正。即施行

この規定は 2001 年 10 月 24 日 第 46 回 定期総会で改正。即施行

この規程は 2003 年 10 月 15 日 第 47 回 定期総会で改正。即施行